

千歳市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）の概要

1. 条例制定の背景

- 保育所等に通っていないこども（未就園児）は、0歳児～2歳児の約6割を占めており、専業主婦家庭等を含めた未就園児への支援強化が必要な状況である。
- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布（R6.6.12）され、親の就労等を要件としない未就園児を対象とした新たな保育制度「乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）」が令和7年度に法制化される。
- 令和7年度は、地域の実情に応じて各自治体の判断で実施する「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられ、令和8年度からは、新たな給付制度として、待機児童の有無に関わらず全国すべての自治体で実施しなければならない。
- こども誰でも通園制度を実施する施設は、一定の基準（居室面積、職員の配置人数等）を遵守する必要があり、その基準は各自治体において条例で定める必要がある。
- 条例の内容については、国が省令で定める基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年1月上旬公布見込み））に基づき定める必要があり、本条例は国が定める当該基準に沿った内容としている。
- 本市は、本格実施に先行して令和7年度から着手したい意向であり、制度実施に当たっての基準を定める「千歳市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定する。

2. 条例（素案）の概要

《第1章 総則（第1条—第19条）》

本条例制定の趣旨、基本理念及び一般原則等、本制度を実施する上での統一基準を規定している。

《第2章 乳児等通園支援事業（第20条—第26条）》

乳児等通園支援事業の区分（一般型・余裕活用型）、設備及び職員配置に係る基準及び乳児等通園支援の内容等を規定している。

《第3章 雑則（第27条・第28条）》

本条例における手続的事項として定めるべき細かい事項を規定している。

なお、本条例（素案）の基準については、本市の小規模保育事業所等の基準として定めている「千歳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」と概ね同様である。

3. 条例制定までのスケジュール（予定）

日時	内容
令和7年1月上旬	本条例（案）に係る国の省令公布
上記の省令公布後	本条例（案）を市議会に提案
令和7年3月下旬	本条例（案）について市議会で議決
令和7年4月1日	本条例施行